# 原著論文

# 知的障害者に対する投票支援のルーツを探る

――滝乃川学園元職員らの聴き取りから――

# 堀 川 諭

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)

本論文は日本において、知的障害者に対する投票支援がどのような経緯で着手されたかについて明らかにすることを目的とする。国内では1970年代に知的障害者施設、滝乃川学園(東京都国立市)が最初に体系的な投票支援を始めたと言われており、当時の若手職員ら5人から聴き取りを行った。社会事業史研究においては、歴史ある福祉施設の取り組みが創始者の理念を基に語られる傾向が強く、滝乃川学園に関しても、これまでは創始者の石井亮一の信念やキリスト教精神に目が向きがちだった。聴き取りの結果、投票支援をはじめとする先進的な取り組みの背景には、施設の理念というよりも、若手職員らが入職前に関わっていた障害者運動から得た動機づけや権利意識があったことが明らかになった。また、投票支援に至る経緯としては、施設利用者の基本的人権を尊重していこうという考えの下、生活改善や就学、就労支援が進められ、その延長で投票支援の必要性も認識されていったことが分かった。障害者の権利擁護に関しては、研究・実践両面において、社会権に属するような権利が優先される傾向があるが、滝乃川学園においては、参政権の支援にも同時に手を伸ばしたところに特徴があると言える。

キーワード:知的障害者、投票支援、滝乃川学園、権利擁護

立命館人間科学研究. No.44. 33-47. 2022.

#### I. 研究の目的

選挙で投票することは、知的障害者にも認められた権利である。ただ、権利行使に際し、候補者や政党が掲げる公約の難しさや、投票方法の複雑さがハードルとなり、当事者の投票が事実上、妨げられている実態もある。こうした課題を解消し、少しでも投票しやすい環境を整えていこうという取り組みは、一部の施設や自治体で続けられている。

では、そのような積極的な投票支援はどのような経緯で着手されたのか。本研究では、1970年代に知的障害者に対する体系的な投票支援を国内で最初に行ったとされる知的障害者施設、

社会福祉法人滝乃川学園(東京都国立市)の元職員らに聞き取りを行い、投票支援を始めた動機や背景を明らかにする。それにより、2013年の成年被後見人の選挙権回復以降広がりつつある知的障害者向け投票支援の必要性を改めて考える契機にするとともに、そのルーツと言える滝乃川学園の取り組みの今日的意義に光を当てたい。

#### Ⅱ. 研究の背景

#### 1. 権利擁護

知的障害者に対する投票支援は,権利擁護の 取り組みと位置づけることができるだろう。な ぜなら,まず,知的障害者にも投票する権利が あるが、本人の力だけでは投票する権利を行使 できない人もいる。その権利を行使できるよう、 他の人がサポートする「投票支援」は、知的障 害者の権利を守ることであり、つまりは権利擁 護と言えるからである。

まず、権利擁護をめぐる国内の歴史を振り返ると、秋元 (2015) によれば、学術的に「権利擁護」に注目されだしたのは 1950 年代あたりからで、そのほとんどが労働運動における労働者の権利を守るという文脈であった。「判断能力の不十分な人々または判断能力があっても従属的な立場におかれている人々の立場に立って、それらの人々の権利行使を擁護し、ニーズの実現を支援すること」といった意味で使われるようになるのは、「国連・障害者の十年」が始まる1980 年代であり、本格的には 1990 年代に入ってからであると、秋元は指摘している。

1990年以降,入所型施設を中心に障害者や児童への権利侵害の事件が明らかになり,権利侵害からの救済や権利侵害防止という側面が強く打ち出されてきた経緯があると,高山(2009)は述べている。また,その後の社会福祉基礎構造改革,介護保険制度,障害者自立支援法などの大きな制度改革に合わせる形で,権利擁護を中核とした制度や仕組みが誕生していった。

こうした中で、「障害者の権利の保障は、生存権、教育権、労働権といった社会権との関係で主として問題」(中村 2002)になってきた側面が強い。ソーシャルワークにおいて、しばしば虐待防止や金銭管理支援、成年後見制度の利用支援、就労支援などが中心的テーマとして扱われることにも、権利擁護における重点の置かれ方がうかがえる。

# 2. 障害者の参政権

障害者の権利擁護において、選挙権の保障に は十分目が向けられてこなかったことは否定で きない。とりわけ知的障害者の参政権保障につ いての議論は少ない。

まず、正井 (2019) が 2017 年の衆院議員選挙に合わせ、近畿圏にある入所施設 1)を対象に行ったアンケート調査 (返送数 179 施設、回答率53.9%) によると、選挙の際に届けられる投票所入場券を一部の人にしか説明していない施設が51.4% と過半数に達した。施設の現場において、投票支援が重視されていないことがここから読み取れるだろう。

他方で、権利擁護の文脈で、障害者の参政権 に着目した研究はわずかではあるが、ある。

井上(2002)は「障害をもつ人々の労働,教育, 社会保障・福祉等の人権も、最も基底となる政 治参加の権利=参政権が保障されることによっ てこそ『完全』に実現されることになろう」と 述べ、障害者の人権保障における参政権の重要 性を指摘する。井上を中心とした研究(井上 1993;井上他 2011)において、点字投票や代理 投票を含む参政権保障の歴史のほか、政見放送 の手話通訳や選挙公報の点字・音声版といった 情報保障の課題などが当事者の証言とともに記 録され、主に憲法や国際法など法的観点から検 討が加えられてきた。これらの研究では主に身 体、視覚、聴覚障害者の参政権に関する議論が 目立つ。

知的障害者の参政権に関しては、滝乃川学園を含む先進的な投票支援の現場に関わった人物らによる実践の報告はある(橋本・玉村 1997;河尾 1993;柴田 2013)。ただ、これらは支援内容の記録や課題の分析に力点が置かれる傾向があり、投票支援がどのような経緯で、また、どのような考え方に基づいて始まり、どう意義づけられてきたかの記述は少ない。また、滝乃川学園は 2011 年に 1800 頁近くに及ぶ学園百二十年史を刊行しているが、投票支援に言及したく

<sup>1)</sup> 入所施設利用者は知的障害のある人が多いが、身体障害のみの人や精神障害のある人もいるという。

だりはごくわずかで、「権利保障の一環」として 行ったことに触れているのみである。

#### Ⅲ. 研究の視点

本調査では、1970年代においてはまだ注目されることの少なかった滝乃川学園の投票支援についてその背景を明らかにし、投票支援の意義を再確認する。滝乃川学園の取り組みは日本における投票支援の源流のひとつとみなされており、本研究を、日本における知的障害者に対する投票支援の系譜を整理する第一歩とも位置付けたい。

一方で、社会事業史研究においては、歴史ある福祉施設の取り組みが創始者の理念を基に語られる傾向が強い。1891年に設立された日本最初の知的障害児・者の施設である滝乃川学園に関しても、創設者である石井亮一や妻・筆子の思想、また彼らが重んじたキリスト教精神に目が向きがちであり、「石井亮一の遺徳をたたえることに終始するような叙述が生産されやすかった」(西脇 2017)。これでは、施設において一般職員が担った、時代ごとの動きの背景が見えなくなりかねない。立岩(2018)も「定番な人たちをあげてなにか歴史を語ったつもりになるのはよくないと思う。人を語り、その人たちが肯定されるべき人たちであるということから零れるものがある」と指摘している。

本論文の調査においては、滝乃川学園における投票支援という特定の動きに着目し、これに関わった当時の職員らの問題意識や取り組みを 丹念に拾い上げることで、施設の歴史の語られ 方に新たな視点を提示することも試みたい。

# Ⅳ. 国内の投票支援の動き

#### 1. 狛江市の取り組み

まず国内における近年の投票支援の動きから

確認する。2013年の成年被後見人の選挙権回復 をきっかけに、知的障害者のための投票支援が 一部で始まっており、なかでも、東京都狛江市 の取り組みが注目されている。堀川(2018)な どによると、2013年の公職選挙法等の一部改正 により,成年被後見人が法的には投票可能になっ たものの、当時の狛江市役所幹部は、支援のな い状況では実際に投票することは難しいと考え、 具体的な支援方法の検討に着手した。その結果. 2013年以降, 市役所と親の会, 各施設が連携を 取り、知的障害者が投票方法を学べる体験投票 や, 立候補予定者を招いた「わかりやすい演説会」 を行ってきたほか、立候補者にわかりやすく公 約などを書いてもらう「わかりやすい選挙広報 誌 | を作成するなど、年を追うごとに支援内容 を充実させている。

組江市の取り組みの初期段階では、滝乃川学園でかつて投票支援に携わった人物が理念づくりに協力した。この人物からの助言を受け、狛江市の第1回わかりやすい演説会の企画書には「本人の意思決定」の大切さや、「より一層の障がい者等の社会参画」を実現していく必要性が打ち出されている。なお、狛江市の取り組みは、親の会や行政どうしの横のつながりを通じて、東京都新宿区や大田区、札幌市などに広がりを見せている。

#### 2. 1970 年代の状況

狛江市は行政が中心的役割を果たしたケースだが、施設単位の取り組みとしては、全国を見渡すと、1970年代には限定的な投票支援が一部で行われていたようである。1977年発行の財団法人日本精神薄弱者愛護協会(現・日本知的障害者福祉協会)機関誌「愛護」は、無作為に選んだ全国20数カ所の成人施設に投票支援について照会し、12施設から得た回答を紹介している。それによると、投票支援の内容にはばらつき

があるが、例えば、選挙公報や候補者写真の掲示、

公報の読み上げ、選挙の仕組みや意義の説明、 政見放送を視聴する機会の提供といったものが 一般的である。模擬投票まで行っているところ は少数派と言える。投票支援に関しては「権利 の当然の行使として…全員投票に参加するのが 目標である」と考える施設もあれば、「かれらの 持っている一票を、だれかが自分の一票にしよ うとする心を持つことのほうを恐れる」として、 職員が利用者の投票先を誘導してしまう懸念か ら、投票支援を躊躇する施設があったこともう かがえる。

#### 3. 滝乃川学園の体系的支援

この時代に体系的な投票支援に動き出していたのが滝乃川学園である。柴田 (2013) などによると、滝乃川学園における投票支援は 1974 年に始まった。この年の参院選挙の際に、事前に学園内で投票練習できる機会を設けたうえで、施設利用者が実際の投票に行くサポートをしたのが最初である。これ以降、模擬投票や投票所への引率のほかに、選挙の仕組みや候補者の公約を職員が解説したり、施設利用者自身による自主的勉強会が開かれたりするなど、投票に関するプログラムは充実していった。学園の職員が知的障害者の選挙権について認識を深めるための学習会も並行して行われていた。

また、滝乃川学園は当初、所在地である国立市の選挙管理委員会と連携を進め、代理投票を利用する際に独自の「2回指差し特定法」を採用することで合意を得ている。これは、投票所で選挙公報(顔写真入り)に掲載された特定の候補者を本人に指差してもらって投票先を確認する方法だが、1回だけでは偶然指差した可能性を排除できないため、最初の指差しの後に選挙公報をいったん閉じ、再び広げて2回目も同じ候補者を指差せば、本人が望む投票先が確認できたと判断しようという考え方である。こうした方法を市選管との間で確認し合ったことで、

施設利用者にとって投票のハードルが大幅に下 がることになった。

滝乃川学園のもうひとつの際立った投票支援 プログラムは、1981年に始まった「選挙のお話 を聞く会」である。この会では、地方・国政選 挙を問わず、選挙の際に立候補予定者に来園し てもらい、公約などについて施設利用者に直接 語りかけてもらっている。国政選挙では立候補 者の代理者が来園することが多いものの、施設 利用者にとっては、立候補者の考えだけでなく、 表情や肉声に直接触れることもでき、投票先を 判断する貴重な機会として定着している。

滝乃川学園が行ってきたこれらの投票支援内容については、元職員らが書いた記事など(柴田 2013 など)から詳細まで確認することができる。ただ、こうした取り組みが当時、なぜ、どのような背景で始まったかは見えてこない。本調査ではこれを明らかにする。

# V. 調査方法

滝乃川学園における投票支援の大きな動きは、施設利用者による最初の選挙権集団行使(1974年)と、第1回「選挙のお話を聞く会」(1981年)の開催と言える。この頃に学園で働き始め、その後、投票支援担当や組合委員長、管理職を務めた人物5人から聴き取りを行った。5人は1971年から1981年の間に学園に採用され、入職時にはいずれも20歳代だった。聴き取りでは、各人物が学園で働くことになる経緯や問題意識、当時の学園の様子や取り組み、投票支援につながる動きを中心に尋ねた。また、当時の幹部(故人)を知る他の関係者からも話を聴き、事実関係などの検証を行った。聴き取りは2020年5月から7月に電話および対面で行った。

本論文では、百二十年史に記載された当時の 多様な取り組みを投票支援の観点から再構成し、 聴き取り内容で立体化しながら、投票支援につ ながった考え方を描き出す。

# Ⅵ. 結果

調査結果の概要をまずまとめると、投票支援 の動きは、聴き取り対象者をはじめとした若手 職員が主導していったことが分かった。当時は 東京都の政策などを背景として、滝乃川学園で 若手職員の採用が増加しており、聴き取り対象 者の多くもこうした流れの中で学園に入ってい た。また、彼らは入職前、学生運動や障害者運 動に積極的に関わっており、挫折を含むそこで の個人的体験が滝乃川学園での仕事に対する強 い動機付けとして作用していた。学生運動に参 加したC氏は「非妥協性はあの時代」すごく大 事な概念のひとつだったかもしれない。やっぱ り絶対妥協しちゃいけないっていう(思いがあっ た)」、「原則的に生きようとすることが好きな人 たちが多かったです | と述べ、若手が学園運営 で年長職員に遠慮することなく、改革を求めて

いったことを振り返っている。当時結成された 組合は、こうした若手職員が団結して意思表示 していく場として機能した。

一方,投票支援の必要性を認識するに至った若手の問題意識としては、それまで学園利用者の生活も教育もすべて学園施設内で完結し、地域と隔絶していたことへの疑問があった。「地上天国を形成していこうとしていた面があるのではいか。(施設利用者も)基本的人権の保有者じゃないのか」(C氏)との思いを若手職員は強めていったという。彼らは障害者問題をめぐる社会動向やノーマライゼーションの国際潮流に歩調を合わせ、ときにはそうした動きを先取りしながら、施設利用者の生活改善や就学、就労を進めていった。それらの土台には施設利用者にも一般市民同様の「ふつうの暮らし」を実現しようという意識があり、ここから投票支援も生まれた。

表 1: 滝乃川学園における投票支援開始前後の動き

	国内外の動き	施設の取り組み	職員の動き
1967			若手職員に理解ある聖職者、 学園付司祭に
1968 ~ 69	東大闘争		
1970		成人部設置	上記の聖職者、成人部施設長に (71 年~児童部施設長)
1971	・精神遅滞者の権利宣言 ・国立市の福祉会館内に訪問学級 開設	・組合結成 ・A 氏主導で利用者の生活改善へ	A 氏入職
1972	府中療育センター闘争座り込み (~74年)	・全員就学をすすめる有志の会結成 ・B 氏中心に就労支援強化へ	B氏入職
1973	東京都、障害児の希望者全員就学 方針打ち出す		C氏入職
1974	東京都、希望者の全員就学実現	<ul><li>・選挙権集団行使(参院選)</li><li>・市教委、学園へ教員派遣。施設内学級で就学保障</li><li>・国立市市民祭に初参加。「施設の社会化」へ</li></ul>	
1975	障害者の権利宣言		
1976		D氏主導で同性介助推進へ	D氏入職
1979	全国で養護学校義務化	B氏、米自立生活運動家エド・ロバー ツと面会	
1981	国際障害者年	・選挙のお話を聞く会(都議選) ・B氏、都の海外派遣研修でスウェー デン訪問	E氏入職

#### 1. 当時の学園

まずは当時の学園の状況を確認する。滝乃川 学園と言えば、設立時からキリスト教(聖公会) の信仰を重んじており、百二十年史にも、今回 の調査対象期間に近い 1968 年度の運営方針とし て「キリスト教の精神に基づき精神薄弱児(者) を保護. 育成 | すると記されている。この当時 も学園理事会や現場の幹部に聖公会関係者が 入っており、職員の中にキリスト教徒もいたが、 実際のところ、キリスト教精神に基づく創立理 念は必ずしも現場に息づいていたわけではなさ そうである。理事会が現場に運営方針や理念の 徹底を強く求めてくることもなかったようで. A 氏は聴き取りに対し、「礼拝があったのは確か ですけど、キリスト教精神がどうのこうのとい うのはなかったですね、職場には。(キリスト教 が) そんなに滝乃川学園に理念的に浸透すると かいうことはなかった | と回顧している。また、 当時. 一部には「公的な福祉に宗教を持ち込むな」 という意見もあり、生活の中でお祈りの機会を 減らす動きもあったようである。

一方, 1960 年代の職場環境に関しては, 長時間労働で待遇が悪く, 職員が定着しない状態が続いていた。百二十年史は昭和30年代(1955~64年)までは「国の最低基準が低いため, 職員定数が少なく,加えて給与・勤務条件が悪いために職員の充足率も十分でなかった」と記している。1971年入職のA氏は聴き取りに対し,当時のことを以下のように振り返っている。

(創立者の) 石井亮一先生のご存命の頃はすごく先 進的な取り組みをされてたんですよね。でも、やっ ぱ戦後になって、非常に経済的にも貧しかった。職 員もなかなか集まらない、専門性も育たない中で、 質が随分落ちたんだと思うんですね。

石井亮一の後を継いで二代目学園長になった 妻・筆子は1944年に死去しており、その後しば らくは筆子の薫陶を直接受けた職員が残っていた。だが、B氏は「私が入った 1970 年代はもうそんな人はいなくなっていた」と述べ、職員の中には職業倫理を十分重んじず、施設利用者への対応に問題のある人も一部いたことに言及している。

こうした状況が好転していくひとつのきっかけとして、外部環境の変化があった。革新系の美濃部都政(1967~79年)の誕生である。百二十年史は「美濃部都政の誕生後、児童処遇費のアップもさることながら、職員の待遇についても、人員増や給与改善等が行われた」と記している。そして、1970年以降、従来の寮内住み込み制から別棟の職員宿舎の利用や施設外からの通勤が認められるようになるなど、勤務環境が徐々に改善していった。その結果、滝乃川学園で意欲ある新しい若手職員が増えていった。

今回の聴き取り対象者の多くが学園で勤務を始めたのはこの時代である。ただ、彼らは勤務条件の改善に魅力を感じて滝乃川学園で働くことを選んだわけではない。むしろ、彼らの多くは滝乃川学園の現状や歴史をそれほど知ることなく入ったケースが目立つ。入職に至った彼らの動機はこの後触れるが、ここでは、学園内の雰囲気に変化が生まれていた時期に彼らが滝乃川学園に入ったことを確認しておきたい。

#### 2. 個人的体験

今回聴き取りを行った元職員らは、入職前に 学生運動や障害者運動に参加し、そこでの個人 的体験から、知的障害者支援に対する熱意と問 題意識を抱くに至っていたことが特徴と言える。 C氏は当時の若手同僚について「大変な歩みを してきた人が滝乃川の門をたたいていた」と振 り返っている。

例えば、A氏は大学在学中に、関西で障害者 と共に暮らす共同体づくりを目指す活動に中心 的に関わった。学生や社会人ら有志とともに資 金集めに奔走し、侃々諤々の議論を重ねながら 用地も確保して実現目前までこぎ着けたが、若 者中心の活動ゆえに理想と現実を調和させられ ず、メンバー間のトラブルも相まって、結果的 には断念することになった。A氏は聴き取りに 対し、「現場からもう一回出直そうと思って、滝 乃川学園に就職したんですよ」、「(共同体づくり の活動を)途中で投げ出すみたいになったんで、 なんとしても(学園の仕事は)簡単には投げ出 せないという思いがあったんです」と述べてい る。

一方、C氏は学生運動への没頭と混乱のなかで心を病んで送った入院生活を、滝乃川学園入職に至る前史として語った。大学では法学部の学生として弱者への基本的人権保障に対する関心を膨らませていたというが、入院先で患者の実態を「(第三者ではなく)体験者として知ったことは重い」と述べている。まったく身動きすることのなくなった患者、褥瘡がありながら寝たきりの高齢患者、また、葬式で飾られる花輪を作業療法で黙々と作り続ける様子などを目の当たりにするなかで、「世の中で一番見放され、損なわれ、棄てられた人たちのところに、俺の余生は使うべきじゃないかなと思いました」と振り返っている。

次に、B氏には滝乃川学園に入る前、「強烈だった」と自身が表現する知的障害者体験があった。印刷工場でのアルバイトで一緒に働いた知的障害者の男性との交流から、知的障害があっても明確な意思はあるということを確信したという。B氏がその同僚から聞かされたというエピソードは印象的である。その同僚がかつて養護学校に通っていたとき、養護学校に英語の授業がないことに対して、同級生とともに強い疑問を抱くようになり、ある日、クラスの同級生全員で各々の机の上に座り、「先生、僕たちに英語を教えてください」と直訴したというのである。結局、英語の授業は実現されなかったというが、先生

とのやりとりを含む臨場感溢れる再現話を同僚 から聞いた B 氏は以下のように感じたという。

その話を聞いたときに私は本当にびっくりしたんです。やっぱり自分たちは何をしてほしいのかという意思もあり、また自分たちでそのことを話し合って、平たく言えば、学級ストライキをやったわけですよ。当時、時期はおそらく東大の安田講堂の頃なんですよ…本当に感動して鳥肌が立ちました。ひとりひとりに意思があるし、こうしたいという希望があるし、本当に人間として劣るところがないというかね、平等というかね、そういう感じを私はすごく明確にそのとき持ったんですね。

これらの元職員のほかにも、差別に対する強い問題意識を持ち、学生時代に部落問題や府中療育センター闘争<sup>2)</sup> に関わったことで、滝乃川学園の職員と縁ができ、入職に至ったという元職員(D氏)も聴き取り対象者の中にいる。彼らのこうした個人的な体験とそれに基づく信念が、滝乃川学園で先進的な取り組みを推し進めていく原動力になっていった。

# 3. 組合結成の意味

若手職員が自分たちの問題意識に基づいて職場を変えていこうとするうえで、大きな意味を持ったのが職員組合の存在である。今回の聴き取り対象者の中で最も早く入職したのはA氏で、1971年のこと。この年にA氏ら若手が中心となり、学園に職員組合が結成された。D氏によれば、組合の考え方としては、職員の労働条件の改善を優先する結果、施設利用者の生活が犠牲になることがあってはならないという発想に基づい

<sup>2)</sup> 府中療育センターは重い心身障害を持つ児童・成 人を収容する施設として1968年に設立されたが、 1970年ごろからセンターの管理・運営方法や移転 計画に対して入所者が異議を唱え、施設内の環境 改善などを求める座り込みが有志グループによっ て行われた。

ており、「今の言葉で言えば利用者ファースト」 (B氏)を徹底していた。このあたりは組合の結成宣言に「働く者の人権はもとより、共通のものとして、子供達のより豊かな発達の保障をめざそう」と記載されていることに表れている。

組合ができたことによって、若手職員は自分たちの意思を学園の運営方針に反映しやすくなった。A氏は聴き取りに対し、「(それまでは)古い職員とか、考え方なりがあって、若い人はなかなかものを言えない状況もあった。だから、耐えられなくてやめていくみたいな。組合を作ったことによって一変するんですね」と、組合設立がもたらした変化を指摘する。D氏も「新しい風」が吹き始めた学園が「やりやすかったですよ、すごく」と述べており、若手が存分に理想を追求できる環境が整っていたことを回想している。

B氏によれば、組合設立により若手の発言力が増すなかで、職員と施設利用者で違っていた 食事のおかずの量を平等にするなど、日常生活 のささいなところから若手が問題点を指摘し、 職員と利用者の関係を是正していく試みにも手 をつけていったという。

こうした若手の活発な活動を可能にした背景としては、組合の存在だけでなく、すでに触れたように、過度に介入せず、現場の意向を尊重する理事会の姿勢もある。また、現場の管理職だった当時の聖公会の聖職者は、若手職員の問題意識に理解を示し、寛大に受け入れていたようである。聴き取り対象者はこの聖職者の上司について「すごくやさしい」「非常に開明的」「どちらかというと見守るほう」と一様に肯定的に語っており、働きやすさを叶えてもらっていたことをうかがわせている。そして、徐々に若手職員の意見で施設が回るようになり、さまざまな具体的な実践が相次ぐこととなった。

#### 4. 社会/国際潮流との連動

「(学園はこれまで) 地上天国を形成していこうとしていた面があるのではいか。(施設利用者も) 基本的人権の保有者じゃないのか」という C 氏の語りはすでに取り上げた。この問題意識を突き詰めていく形で、若手職員らは、障害者問題をめぐる社会・国際潮流も意識しながら、「地上天国」の解体と施設利用者の権利擁護の具体化を図っていく。投票支援の動きもこの流れの中で生まれていった。

#### (1) 生活改善

この当時着手された取り組みのひとつとして. まず、施設利用者のための生活改善がある。こ れは、入職前に、障害者と暮らす共同体づくり を目指した A 氏が主導した。この取り組みの経 緯は百二十年史に詳しい。年史に記された A 氏 の報告によると、A氏が着任した時、重度知的 障害者が生活する重度棟は入り口に鍵がかけら れており、建物内は汚物の異臭に満たされ、利 用者の自傷、他傷が絶えない状態だった。この 状況を改めていったのが A 氏らで、掃除や布団 干しを徹底し、窓のベニヤ板をガラスに換え、 学園外での宿泊訓練を含めて、できるだけ利用 者を外に連れ出すようにした。それにより、重 度の利用者が「生き生きと目を輝かせ、集団生 活に溶け込んだ姿 | を見せるようになったとい う。百二十年史には「生活の場を拡大し、当た り前の生活ができる条件を保障さえすれば子供 達は変わるということを確信するに至った」と 記されている。

A氏は本調査の聴き取りに対し、以下のようなエピソードも語っている。

瀬戸物の食器でご飯を食べるとか, 小集団で食事をするとか(も実現した)。当時, 料理員の方から「組合の委員長までした人(A氏のこと)が, なんで労働強化になるようなことをするんだ」って, 象徴的

にはそんなことも言われた。空いている部屋を食堂 にして、自分たちで壁紙を貼ったりして、床を張り 替えたり。そういうふうな取り組みもしました。

また、この頃、同性介助を進める動きも進んだ。 府中療育センター闘争の座り込みに参加した経 験のある D 氏が主導役である。 D 氏は聴き取り に対し、次のようにその動機を語っている。

僕は(入職前に)脳性麻痺の人たちと一緒にやっていたんで。同性介助が基本だったんですね。だから、「そういうような(異性職員による)お風呂の入れ方はおかしい」って、(学園に)入ってしばらくして同性介助を提案した。…府中療育センター闘争はそもそも同性介助を要請したのが軸にあったんですよ。男性職員が女性(入所者)のお風呂を利用して、女性に対するいたずら行為とかがあったので、それで座り込みのほうに行ったというのがあるんですね。それを学んでいるので。

ただ、D氏によると、当時の滝乃川学園には 男性職員が少なく、男性職員が男性利用者全員 の入浴を介助する体制を速やかに整備すること は難しかったという。そのため、D氏は夜勤明 けや休日、早番のときも、お風呂の時間に職場 に出てきて入浴介助をやっていた。そのうち、 利用者の側が異性の職員によって入浴介助され ることに違和感を覚えるようになり、同性介助 の必要性が徐々に職員間で共有されるように なった。その後、職員の男女比率が調整されて いくなかで、同性介助が学園に定着するように なったという。

#### (2) 就学権

就学権闘争も当時, 滝乃川学園の若手職員が 力を入れたことのひとつである。東京都は1973 年に, 障害児の全員就学を翌1974年から実施す る方針を打ち出したが, 百二十年史よれば, 滝 乃川学園ではすでに 1965 年から国立市教育委員会との間で、できるだけ多くの児童を地域の学校へ通学させるための協議に着手していた。加えて、1972 年頃には学園職員が「全員就学をすすめる有志の会」を結成し、職員による地域就学運動が盛り上がりを見せた。

このとき滝乃川学園はそれまでの学園のあり方と向き合い、乗り越える必要に迫られた。百二十年史にもあるように、滝乃川学園は「社会事業(福祉施設)的要素をもちながら教育施設として設立された」経緯があり、そうした考え方は、学園の門柱にかつて英語で「スクール・アンド・ホーム」と記されていたことにも表れている。学園内で教育も行うという伝統が続いてきたのである。この伝統をめぐる当時の議論をB氏は聴き取りに対し、以下のように振り返っている。

職員組合が中心になって、(施設利用者を)学校に 入れようという運動を始めたんですね。これが職員 の中に非常に大きな亀裂を生んだ。古い職員たちは 自分たちがやってきたことの否定につながるわけ で、ここはスクールではなくて、ホームだけになる。 自分たちが今まで教育していたわけだから、自分た ちの自殺行為ではないかという議論。若手の人たち は障害児が施設の中だけで教育を受けることに問題 があるんだと (訴えた)。学校に行って普通児と交 わることで道が開けるんだという、そんな内部対立 があった。

職員の世代間の見解相違だけでなく、一部の若手職員の中にも地域就学を一気に進めることに迷いがあったというが、最終的には就学支援の推進で議論がまとまり、施設利用者が地域に出ていく方向へと、学園として大きく舵を切ることになった。

# (3) 就労

当時の若手職員らは、施設利用者の就労の場を確保していくことも、「地上天国」解体を進めるうえで重要な要素と位置付けていた。百二十年史によると、学園の外での職場実習は1966年に開始され、成人利用者の処遇方針(1974年)としても「社会生活参加の道を拓く」ことや「生産的能力の増進と社会的自立の促進」に努めることを掲げていた。

聴き取りによると、こうした動きを加速させたのが1972年入職のB氏である。学園として未成年の施設利用者のためには就学支援を進めた一方で、「成人の利用者がやれることは何かと考えたときに、そのひとつは就労だった」(B氏)と、就労支援の位置づけを説明している。

B氏らは施設利用者を受け入れてくれる工場などの職場を探して、一軒一軒依頼して回り、比較的障害の軽い一部利用者の就労を実現した。それに加えて、学園として、シイタケ栽培や畑での農業、織物、陶芸づくりなど、施設利用者が働ける場を設けた。B氏らはそこで指導者役を果たせるよう、事前に外部の教室や研究会に通い、ノウハウを身につけたという。また、利用者がどの仕事や作業に取り組むかを決める際には、職員が事務的に割り振るのではなく、利用者の関心を見極めることに配慮したと、B氏は振り返っている。

当時、精神薄弱者施設の世界でね、どういう作業をすべきかということを本人の意見を聞いて決めるなんていう常識はないわけですよ。それは職員の責任で、そこ(=作業)に向くように指導しなければいけないわけですよ。私がやったことはそれとは違うわけですね。利用者の声を聞いて、利用者が一番やりたそうな職種を作ったわけですよ。シイタケと織物と陶芸、四つ目を畑にしようと。学園の中でも職員の了解が取れて、四つ目の農作業を始めた。要するに意思決定支援そのものですね、やっていること

はね。そういう時代に平行して選挙(の支援)をやったわけです。

B氏は滝乃川学園で働く前に、印刷工場でのアルバイトで知的障害のある同僚と親しくなり、「知的障害があっても明確な意思がある」ことを感じ取った人物である。その信念に基づいて、今でいう意思決定支援を40年以上も前の学園で実践したわけである。

就労を通じて施設利用者が社会に出て、活動の幅を広げることが望ましいという発想がまずあり、その過程で、職員は利用者が何をしたいのかを聴き取り、意思を見極めていく。このように、社会参加と意思決定支援を重んじながら利用者と接していくなかで、投票支援の必要性も認識するに至ったというのがB氏の説明である。

#### (4) 施設の社会化

施設利用者が外に出ていくこともさることながら、当時、滝乃川学園にとって、学園自体を 地域に向けて開いていくことも重要な課題だった。そこでも、やはり若手職員が重要な役割を 果たしている。

まず、当時の「施設の社会化」の状況を押さえておきたい。東京都社会福祉協議会が1975年にまとめた報告書「施設の社会化促進のために」は、各種収容施設がそれまで利用者を社会から隔離しがちだった傾向について、「いくらか希薄化しているが、なくなったわけではない」と指摘している。また、同協議会による都内での調査(1974 - 75年実施)結果によると、障害者収容施設のうち、施設を理解してもらうために地域住民向け広報活動をやっているところはまだ35%にとどまっていた。

滝乃川学園においても, 職員が全員施設内に 住み込み,「スクール・アンド・ホーム」として 施設内ですべてが完結していた時代が長かった ため、地域との接点は乏しかった。72年入職の B氏によれば、当初、職員と施設利用者が近く の公園や神社に散歩に行くと、子供達が蜘蛛の 子を散らしたように一斉に逃げていくありさま で、地域との相互理解は不在だったという。

そんな状況に変化が表れたのが1974年ごろである。百二十年史によると、この年に学園が国立市市民祭に初参加し、その後、市民運動会に加わったり、地域に開かれた学園祭を開催したりといった形で、地域との関係が深まっていった。それにより、地域における学園の認知度も急速に高まった。

学園のある国立市では1960年代から80年代にかけて、独自の公民館運動が展開されたが、聴き取り内容によると、B氏は公民館運動に関わるようになった縁で、市民文化祭の実行委員長を務めることになった。地域との接点の役割を果たした形である。B氏は学園祭の地域開放も中心的に推進しており、以下のように当時を振り返っている。

町内会の自治会に学園祭のチラシを撒いてほしいとお願いに行くと、拒否されるわけですね、近くの(自治会)は。いい顔しないわけですよ。それで、一番離れている立川(市)との境目に Z 学園という老人ホームとかがあるんです。その地域の自治会に初めに行ってね。そこ(Z 学園)は前から(地元自治会と)近所付き合いをしていて、協力を頼んでいたので、そこ(の自治会)は(滝乃川学園祭のチラシを)撒いてくれたんです。次、一歩手前の自治会に行って、「隣が紹介してくれたから撒いてくれ」と。そうやってだんだん攻めて、とうとう最後は学園のすぐそばの町内会長のところまで行ってね。それで全部、学園祭のチラシを撒いてくれたんですね。

徐々に地域との協力関係が強まり、その後の 学園祭では、焼きそばや金魚すくいの係も地域 住民が担ってくれるようになった。年を追うご とに学園祭の来場者も増え、その数は数千人に 膨らんだという。B氏は以下のように変化を振 り返る。

滝乃川学園に一回は行ったことがあるという人が市内でもかなり増えた。「今まで知らなかったけど、学園内の紅葉がきれいだ」とかいうふうに変わっていった。そういう(関係の深まりの)中に選挙もあって。だから、市議会議員がみんな来るわけですよ。市議会議員は逆に(「選挙のお話を聞く会」の際に)学園に行って演説しないと肩身が狭いわけ。ひとりだけ障害者を差別したみたいになるじゃないですか(笑)。

学園を地域に開き、市の公的部門や市民、政治家との接点が深まり、学園の認知度も高まったことが、結果的には投票支援をやりやすい環境につながっていたことが指摘できる。

#### (5) ノーマライゼーション等のインプット

障害者問題をめぐる国内外の動きについて積 極的に情報収集し、問題意識の形成につなげて いたことも、当時の若手職員の特徴である。国 連総会は1971年に「精神遅滞者の権利宣言」. 1975年には「障害者の権利宣言」を採択してい るが、聴き取りによると、職員らはこれらの内 容を共有し、理解を深めていた。 B氏は、前者 の宣言に記された「精神遅滞者は最大限実行可 能な限り、ほかの人々と同じ権利を有している という表現について、重い知的障害者の権利が 制限されてしまいかねないところに限界を感じ たという。一方、後者の宣言は「障害者はほか の人々と同じ市民的・政治的権利を有している | ことに言及しており、B氏はこうした内容から、 知的障害者も投票の権利を持っていること、ま た. その行使のために支援を行うことが不可欠 であることを改めて確認していったと述べてい る。

また、職員にとって、当時の自立生活運動からの影響も大きかった。B氏によると、自立生活運動に関わっていた脳性麻痺の当事者らを呼んで職員学習会を開き、彼らの問題意識に触れ、知的障害者支援のあり方を再考する契機にしていった。B氏は以下のように振り返る。

脳性麻痺だから言葉は話しにくいけど、考えは非常にしっかりしていてね。本人主体なわけです。当然われわれも、知的障害者も当然そうあるべきだと思うから。じゃあ、本人主体でやるにはどうすればいいかと一所懸命考えた。

その結果として、本人主体また自立を進める 観点から、すでに触れた就学や就労、そして、 投票の支援という具体的取り組みにつながって いたわけである。

また. B氏は国外の最新の知見に触れること にも熱心だった。1979年に来日した米自立生活 運動家エド・ロバーツ氏と議論を行ったほか. 1981 年には東京都の社会福祉施設職員の海外派 遺研修に参加してスウェーデンに行き. ノーマ ライゼーションの提唱者であるベンクト・ニィ リエ氏の考えに直接触れた。B氏は聴き取りに 対し、スウェーデンで聴いたニィリエ氏の講演 から「入所施設はなくさなきゃいけない。グルー プホームやデイセンターというやり方も. 障害 者だけが集まっており、本当の市民との統合に はなっていない」というメッセージを受け取っ たと振り返っている。スウェーデンでは知的障 害者の当事者団体の活動も見学し、知的障害者 の自己決定を尊重しながら、地域で暮らせる方 法を模索していくことの大切さを痛感したと述 べている。

B氏を中心に、当時の学園の若手職員は社会 運動、国際潮流への感度が非常に高かった。彼 らは国内外の最先端の動きを確認しながら、自 分たちの取り組みの正当性に対する自信を深め ていった面もあると言える。

#### 5. 「普通の暮らし」意識

就労や就学支援,施設の社会化といった取り 組みを個別に見ていくと,着手に至った背景や その内容,若手が果たした役割が浮かび上がっ たが,聴き取り対象者が目指していたものを平 たく言えば,「普通の暮らし」の実現だったとま とめることができるのだろう。例えば,A氏は 次のように振り返っている。

単純な話で、普通の人間的な暮らしをなんとか実現したいと思ったんですね…普通に学校に行くのは当然だよね、街に買い物に行ったり、普通に出かけたりできるのも当たり前だよね、って。それができていないのはおかしいよね、みたいな。わりと単純なところじゃなかったかなと思いますね。

また、B氏は聴き取りに対し、学園内で目の離せなかった多動の未成年の利用者が、地域の学校に通い始めると、ほかの子供達と一緒に落ち着いて通学できるようになったといい、外に出られる普通の生活を実現していくことのプラスの作用や意義を強調している。そして、「大人の人たちにとって普通に暮らすとは何か」という問いから、住まい、仕事、選挙権に関する取り組みにつながったと説明している。B氏は「選挙参加というのは、知的障害を持っている人たちが、本当にひとりの人間として、ひとりの市民として、普通に生きていくためのひとつの大事な要素だ」と指摘している。

#### Ⅲ. 考察および今後の課題

本調査では、滝乃川学園で投票支援が本格化 した1970年代に入職した当時の若手職員らに対 する聴き取りから、投票支援が始まる背景や問 題意識に迫ることを試みた。その結果、「地上天 国」として地域から隔絶していた学園の状態を変えていくとともに、施設利用者の基本的人権の尊重を具体化していこうという動きの中で、投票支援をはじめとする一連の取り組みに着手していったことが分かった。

これらの取り組みは、学生運動や障害者運動への参加を経て学園で働くことになった若手職員が問題意識を共有しながら、主導していった面が大きい。弱者救済や利用者中心の視点に立ち、権利擁護を進めていこうという彼らの姿勢は、一見すると、学園創始者・石井亮一の理念や学園のキリスト教精神が反映しているとも受け取れるが、それだけでは見落とすものがある。当時の若手職員の話を直接聴くことにより、百二十年史に網羅的に記された事実が有機的に結び付くとともに、入職に至るまでの職員の個人的体験や問題意識が取り組みに強く作用していた実情も明らかになった。

投票支援の位置づけについては. さまざまな 取り組みの中において、際立って重要視されて いたわけではないことには触れておかなければ ならない。B氏は聴き取りの中で、「生活の基本 的なところ」の整備が大切だという認識を示し ており, このあたりは当時, 生活改善や就学, 就労支援も進められていたことに表れている。 B氏は「選挙だけいくらやってもどうしようも ない | ともはっきり述べており、生活全般を自 立状態へと近づけていこうとする中で、投票支 援の必要性に対する認識も深まっていったとい うことを滝乃川学園の事例は示している。ただ. 見方を変えれば、滝乃川学園は社会権に属する ような権利の擁護にとどまらず、一連の取り組 みの中で間を置くことなく、参政権の支援にも 手を伸ばしたところに特徴があると言えるだろ

堀川(2019)などによると、現在、日本国内で行われている投票支援としては、東京都狛江市が多様なプログラムを提供している一方で、

他の実施地域では模擬投票など限定的な取り組みにとどまっている。知的障害者の権利保障,権利擁護においてはやはり生活の場の確保や就労など社会権的課題への対応が中心になっているのが現状であり、滝乃川学園の取り組みはそこに参政権の支援を加え、充実させていくことの意義を教えている。

ところで、結果部分では取り上げなかったが、今回の複数の聴き取り対象者や当時の管理職員が、滋賀の知的障害児施設・近江学園の創設者である糸賀一雄、池田太郎、田村一二らと個別に接点を持ち、知的障害者福祉のあり方について示唆を得ていたことも分かった。C氏は滝乃川学園で働き始める前に、田村一二がいた知的障害者施設・一麦寮で実習しており、聴き取りに対し「のどかさ、おおらかさ、真摯さとか、施設はこうあるべきだっていうものの原体験として、一麦寮が私にはある」と述べている。1970年代の滝乃川学園における活発な取り組みの基本的発想に対し、近江学園創設者らがどのような影響を与えていたかということもこれから調査していきたい。

最後に、本論文では滝乃川学園で投票支援が始まる経緯やその考え方を当時の施設職員の話を基に整理することに主眼を置いたため、施設利用者に対する調査は実施しなかった。当事者が選挙をどのように考えているか、また、投票支援は当事者のニーズに合致しているのか、ということについては、今後、当事者への聴き取りを行うことで明らかにしていきたい。

# 引用文献

秋元美世・平田厚 (2015) 社会福祉と権利擁護 人権 のための理論と実践. 有斐閣アルマ.

橋本佳博・玉村公二彦 (1997) 障害をもつ人たちの憲 法学習. かもがわ出版.

堀川論(2018)知的障害者に分かりやすい選挙情報充 実を目指す動き一東京都狛江市における実践の経

- 緯一. 社会言語学, XVⅢ, 19-38.
- 堀川諭 (2019) 重度知的障害者に対する投票支援にお ける課題の検討―保護者,施設スタッフの意識調 香から―、社会言語学、XIX、1-14.
- 井上英夫(編著)(1993)障害をもつ人々と参政権. 法律文化社.
- 井上英夫 (2002) 障害をもつ人々と政治参加「完全参加の平等」実現のために、河野正輝・関川芳孝(編) 講座 障害をもつ人の人権① 権利保障のシステム、有斐閣、14-27、
- 井上英夫・川崎和代・藤本文朗・山本忠編著 (2011) 障害をもつ人々の社会参加と参政権. 法律文化社.
- 河尾豊司 (1993)「精神薄弱者」と選挙権. 井上英夫 (編著) 障害をもつ人々と参政権. 法律文化社, 165-187.
- 正井佐知 (2019) 障害者入所施設における投票支援— 国政選挙を通じて—. 社会福祉学, 60 (2), 25-36.
- 中村睦男(2002)人権の歴史的展開と人権の規範的構造. 河野正輝・関川芳孝(編)講座 障害をもつ 人の人権① 権利保障のシステム,有斐閣,2-14.
- 日本精神薄弱者愛護協会 (1977) 特集・この人たちの 選挙権. 愛護, 237, 4-30.

- 西脇啓太(2017) 日本における「知的障害をもつとされる人のための施設」の史的研究の系譜―「問題史研究」と「施設史研究」とに着目して. 社学研論集. 30. 119-132.
- 社会福祉法人滝乃川学園・津曲裕次(編)(2011)知 的障害者教育・福祉の歩み 滝乃川学園百二十年 史上・下、大空社。
- 社会福祉法人東京都社会福祉協議会(1975)施設の社会化促進のために一問題別委員会研究報告 付・施設の社会化現況調査報告.
- 柴田洋弥 (2013) 知的障害者等の選挙権行使を支援しよう. ノーマライゼーション 障害者の福祉,7月号 (2020年11月19日取得 https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n384/n384005.html).
- 高山直樹 (2009) 社会福祉における権利擁護の意義. 社会福祉学, 50 (2), 103-106.
- 立岩真也 (2018) 病者障害者の戦後 生政治史点描. 青土社.

(受稿日:2020.11.27)

(受理日「杳読実施後]: 2021.11.5)

# **Original Article**

# History of Supporting Voting Rights of People with Intellectual Disabilities in Japan: Interviews with Former Staff Workers of Takinogawa Gakuen

# HORIKAWA Satoshi

(Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University)

The purpose of this paper is to trace the history of support for the voting rights of individuals with intellectual disabilities in Japan. Takinogawa Gakuen, the first institution for people with intellectual disabilities in Japan, is often regarded as the place at which the earliest comprehensive programs to support voting rights for individuals with intellectual disabilities were launched in the country in the 1970s. This research is based on interviews with five former staff workers who had been actively involved in the new initiatives, including those pertaining to supporting the voting rights of individuals with intellectual disabilities. Historical studies of social welfare have revealed how established institutions often revolved around their founders' philosophies. Thus, this research on Takinogawa Gakuen also examined the Christian ideologies of Ryoichi Ishii, the founder. These interviews revealed that the interviewees introduced new initiatives based on their awareness of human rights and motives. They had developed such awareness through their experiences, which included participation in social movements involving individuals with disabilities. Immediately after these staff members started working at Takinogawa Gakuen, they endeavored to improve the lives of residents with disabilities, supporting the commencement of their education and helping them find more job opportunities. Moreover, they became aware of the importance of supporting voting rights of individuals with disabilities. At the root of these initiatives was the belief that the fundamental human rights of the residents must be respected. They also realized that issues related to social rights tended to be prioritized in the discussions on human rights advocacy for people with disabilities. Thus, Takinogawa Gakuen pioneered in incorporating voting support in conjunction with social support for individuals with intellectual disabilities in Japan.

**Key Words**: people with intellectual disabilities, supporting voting rights,

Takinogawa Gakuen, human rights advocacy

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.44, 33–47, 2022.